

一般社団法人日本ペインクリニック学会理事選出細則

第1条 本細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第4章第17条に基づき、理事の選出に関して必要な事項を定める。

第2条 理事は各支部選出理事、会長、事務局長、特任理事とする。

第3条 支部選出理事は、各支部評議員の選挙により選出し代表理事が委嘱する。

第4条 前条に規定する支部とは、次の8地区をいう。

(1) 北海道 (2) 東北(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島) (3) 北関東(栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉)・甲信越(山梨、長野、新潟) (4) 東京・南関東(神奈川) (5) 東海(静岡、愛知、岐阜、三重)・北陸(富山、石川、福井) (6) 関西(滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫) (7) 中国(島根、鳥取、岡山、広島、山口)・四国(香川、愛媛、徳島、高知) (8) 九州(福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)

第5条 各支部の理事数は、各支部の会員数を考慮する。

第6条 特任理事は(社)日本ペインクリニック学会運営上必要と判断された場合、評議員の中から代表理事が委嘱し、定款に定める人数を超えないものとする。

附 則

1 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。

2 本細則は、2014年7月27日より施行する。

1996年7月18日制定 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正
2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2005年7月30日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日
改正 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正 2012年11月3
日改正 2013年7月13日改正 2014年7月27日改正